

窓口におけるキャッシュレス決済業務

企画提案説明書

総務企画局デジタル化施策推進室

1 概要

本市では、支払い手段の多様化による市民利便性の向上と、現金取扱い業務の効率化を図ることを目的として、令和3年10月より戸籍・住民票等や税証明の発行にかかる手数料収納に対して、クレジットカードや電子マネー等によるキャッシュレス決済を導入してきた。その後も、キャッシュレス決済を利用できる施設や窓口の拡大に取り組んできたところである。

一方で、現在使用しているキャッシュレス決済端末については、賃貸借契約の満了が近づいていことに加え、現行機器の供給体制が今後縮小する見込みであることから、引き続き安定したサービス提供を行うべく、機器の更新を実施するものである。

本業務については、表1に示す5つの業務から構成され、契約については本単位でそれぞれ締結することを想定している。また、本企画提案については、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同事業体による参加を可能とするが、共同事業体が選定された場合は、共同事業体の構成団体それぞれと、担当する業務に係る契約を締結することを想定している。

2 件名

窓口におけるキャッシュレス決済業務

3 契約期間

表1のとおり

4 履行場所

川崎市内

5 業務内容

別添仕様書のとおり

6 参加資格

本企画提案に参加することができる者は、単独の法人又は任意に結成された2者以上の共同事業体によるものとし、次の要件をすべて満たす必要があります。

ただし、単独の法人として参加する場合は、別に参加する共同事業体の構成団体となることはできず、また共同事業体として参加する場合においても、共同事業体の構成団体が別の共同事業体の構成団体となることはできません。なお、参加意向申出書（様式1）の提出以降は、共同事業体の構成団体の変更は原則として認められません。

（1）単独の法人が参加する場合

- ア 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- イ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- ウ 令和7・8年度業務委託有資格業者名簿及び製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に、表1に示す業種・種目すべてに登載されているか、企画提案会当日までに登載見込みである

こと。

エ 過去2年間に本市又はその他の官公庁における類似の契約の実績があること。

(2) 共同事業体が参加する場合

ア すべての構成団体について、川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。

イ すべての構成団体について、川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

ウ すべての構成団体について、令和7・8年度業務委託有資格業者名簿又は製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登載されており、構成員全体で、表1に示す業種・種目すべてに登載されているか、企画提案会当日までに登載見込みであること。

エ 構成員全体で、表1に示す5業務について、過去2年間に本市又はその他の官公庁における類似の契約の実績があること。

7 企画提案の流れ

必要書類は、川崎市ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawasaki.jp/templates/proposal/170/0000184487.html>

(1) 参加意向申出書の提出

ア 受付期間

令和8年2月10日（火）から2月24日（火）まで

受付時間は、8時30分から12時00分、13時00分から17時15分（土日祝日除く）

イ 提出書類

【単独の法人が参加する場合】

(ア) 「参加意向申出書（様式1）」

(イ) 上記6(1)エを証する書類（契約書の写し等）

【共同事業体が参加する場合】

(ア) 「参加意向申出書（様式1）」

(イ) 上記6(2)エを証する書類（契約書の写し等）

(ウ) 「共同事業体協定書兼委任状（様式2）」

(エ) 「共同事業体構成員連絡先一覧（様式3）」

※ (ア)(イ)についてはすべての構成団体分を代表団体が取りまとめて提出してください。また、(ウ)(エ)については代表団体が作成し提出してください。なお、以降の本企画提案に係る各書類の提出及び市との連絡調整については、代表団体が行ってください。

ウ 提出方法

1.1に示す事務局まで、持参又は郵送にてご提出ください。

エ 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書等に基づき参加資格を確認後、参加資格確認結果通知書を、令和8年2月27日（金）までに、申出書に記載のメールアドレス宛に送信します。

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年2月10日（火）8時30分から2月24日（火）17時15分まで

イ 提出書類

(ア) 「質問書（様式4）」

ウ 受付方法

PDFデータにより、以下のフォームよりご提出ください。フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ずご確認ください。

【質問書提出フォーム】<https://logoform.jp/f/0iPG1>

エ 回答方法

質問内容及びそれに対する回答について、令和8年2月27日（金）までに、参加資格があるすべての者に対して電子メールにて送信します。

(3) 企画提案書等の提出

参加資格の確認を受けた事業者は、期日までに次のデータをご提出ください（紙資料のご提出は不要です）。

ア 受付期間

令和8年2月27日（金）8時30分から3月6日（金）17時15分まで

イ 提出書類

(ア) 企画提案書（PDF形式）

- 様式は任意ですが、A4サイズで作成してください。縦横はどちらでも構いません。
- 「プロポーザル評価基準（様式5）」の内容を踏まえて、当該資料に記載の評価項目順に、20ページ以内で作成してください。
- 可能な限り事業者名が分からぬようないい内容としてください。
- 専門用語には注釈を付けるなど、分かりやすい表現で記載してください。

(イ) 見積書（PDF形式）

- 様式は任意ですが、積算の内訳は可能な限り細分化してください。
- 表1に示す業務ごとに見積書を作成してください。
- 表1のNo.1に示す業務については、以下に示すキャッシュレス決済想定売上額をもとに、契約期間中にかかる決済手数料等を試算してください。併せて、決済手段別の決済手数料率も示してください。

キャッシュレス決済想定売上額（令和8年10月1日～令和9年3月31日）

	総額	95,772,000円
(内訳)	クレジットカード決済	45,595,000円
	電子マネー決済	32,509,000円
	コード決済	17,668,000円

- 表1のNo.2、No.3、No.4に示す業務については、令和8年度～令和13年度における年度ごとの見積額を示すとともに、総額も示してください。
- 「プロポーザル評価基準（様式5）」における自由提案を実現するために必要な費用も含めてください。

ウ 受付方法

PDFデータにより、以下のフォームよりご提出ください。フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信されるため、必ずご確認ください。

【企画提案書等提出フォーム】 <https://logoform.jp/f/nT8Yn>

(4) プрезентーション

ア 日時

令和8年3月18日（水）午後

※ 詳細は、後日参加資格のある者に連絡します。

イ 場所

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎会議室

※ 詳細は、後日参加資格のある者に連絡します。

ウ 実施方法等

- プрезентーションにおける時間配分は、準備及び説明で20分、質疑応答で10分です。
- プрезентーションは、契約後に本業務に携わる人が行ってください。
- プрезентーションの出席者は5名以内とします。
- プрезентーションにPC等を使用する場合は持参してください。
- スクリーン（HDMI接続）は事務局で用意します。

- ▶ プレゼンテーションでは、デモ機等を用いて、実際にキャッシュレス決済を行った際の操作等の実演も行ってください。

エ 評価者

評価者は、本市が設置するプロポーザル評価委員会の委員となります。

オ 企画提案の評価

企画提案の評価は、「プロポーザル評価基準（様式5）」に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数の最高得点を得た者を本業務の契約候補業者とします。

なお同点の場合は、次の順で契約候補業者を選定します（それでも決定しない場合はプロポーザル評価委員会の審議により決定）。

ア 評価項目の「③決済端末賃貸借／P O S機器賃貸借／P O Sサービス利用」の合計点数が最も高い業者

イ 見積書に記載した金額が低い業者

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、契約候補業者として選定しない。

ア 合計点数が満点の60%に満たない場合

イ 複数の評価委員から標準点を下回る評価項目がある場合

ウ 7(3)イで提出の見積書において、表1に示す概算額を上回る業務がある場合

8 選考結果の通知

選考結果については、令和8年4月3日（金）までにプレゼンテーションに参加した者宛にメールで通知します。また、選定結果は市ホームページに掲載します。なお、選定結果等についての問合せには応じられませんので、ご了承ください。

9 契約手続き

選考結果の通知後、選定された事業者と企画提案の内容をもとに仕様書の精査を含め、契約締結に向けた協議を行います。協議が整い次第、契約を締結します。

(1) 契約保証金 契約金額の10%

（川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は免除）

(2) 前払金 否

(3) 契約書の作成 要

10 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とします。

(3) 提出された書類は返却しません。

(4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、「辞退届（様式6）」をPDFデータにより、以下のフォームよりご提出ください。フォームからの提出後は受付完了メールが自動送信され

るため、必ずご確認ください。

【辞退届提出フォーム】<https://logoform.jp/f/IWABN>

- (5) 本企画提案に関して提出する一切の書類について、筆記した文字等を容易に消すことができるボールペンは使用しないでください。提出された書類については、使用の有無を確認させていただき、使用が認められた場合は、当該書類についてこれを無効とします。
- (6) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。
- (7) 電子メールで資料等を送付した場合については、確実に受信したことを確認するため、11に示す事務局まで電話にて御連絡ください。

1.1 事務局

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎10階

総務企画局デジタル化施策推進室 業務プロセス改革担当 舟澤・池田 担当

電話：044-200-0318

メール：17digital@city.kawasaki.jp

表1 業務内容一覧

No	業務名	概要	業種・種目	契約期間	概算額(税込)	
1	指定納付 受託者業務	地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務を行う。	委託 99 その他業務 99 その他	令和8年10月1日～ 令和9年3月31日	総額	3,812,000円 (令和6年10月～ 令和7年3月における 売上実績をもとに試算)
2	決済端末賃貸借	キャッシュレス決済端末の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～ 令和13年9月30日 (5年間)	総額(5年間)	24,404,380円
3	POS機器賃貸借	POSサービスを利用するための周辺機器の賃貸借(機器の保証含む)を行う。	物品 37リース 03事務用機器	令和8年10月1日～ 令和13年9月30日 (5年間)	総額(5年間)	9,787,800円
4	POSサービス利 用	キャッシュレス決済において売上の集計等を行うPOSサービスを提供する。	物品 15コンピュータ 02ソフトウェア	令和8年10月1日～ 令和13年9月30日 (5年間)	総額(5年間)	35,712,600円
5	機器導入業務	No.2～No.4の機器やサービスについて、各窓口への導入や利用者向けの操作研修等を実施する。	委託 22電算関連業務 99その他の電算関連業務	契約締結日～ 令和8年10月30日	総額	10,675,500円